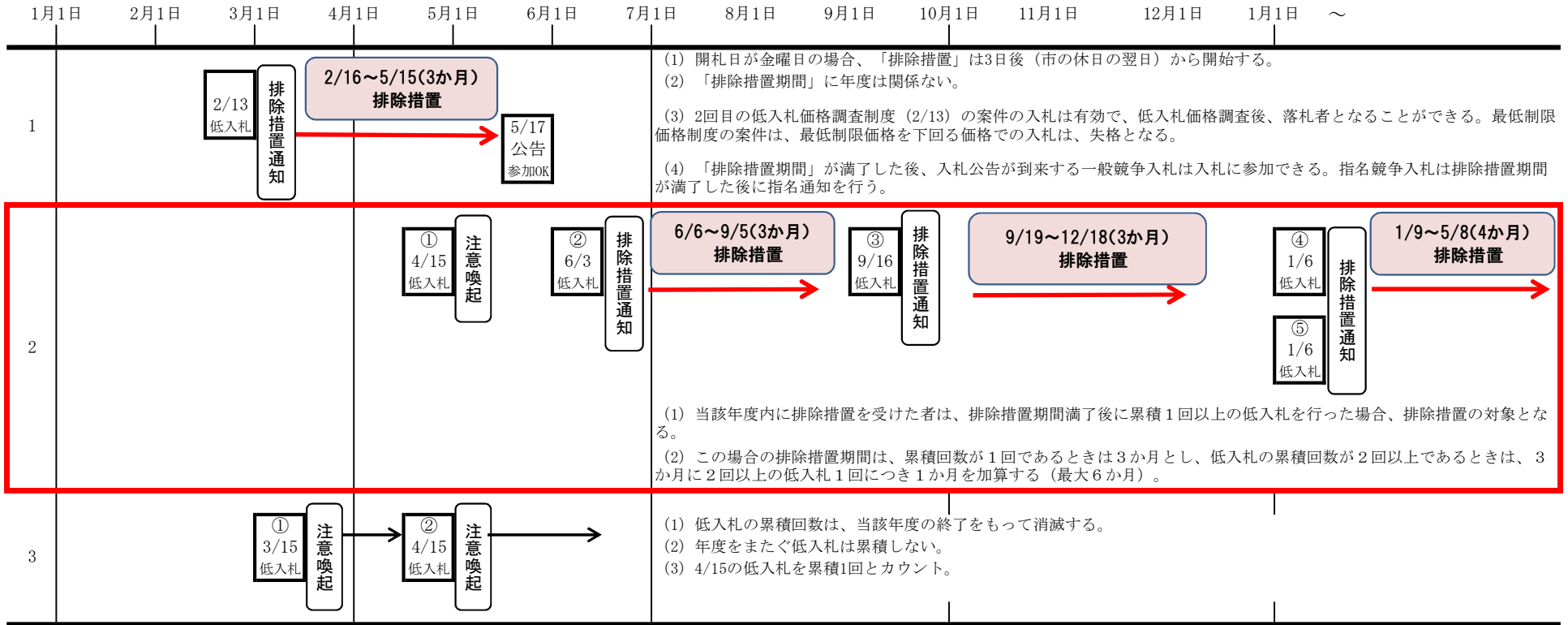
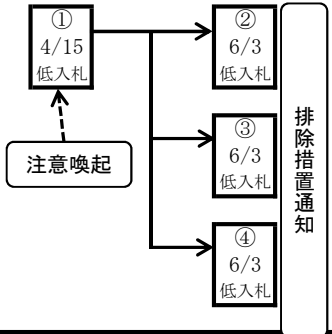


関連資料1 低価格入札者排除措置の具体的運用



1月1日 2月1日 3月1日 4月1日 5月1日 6月1日 7月1日 8月1日 9月1日 10月1日 11月1日 12月1日 1月1日 ~

4

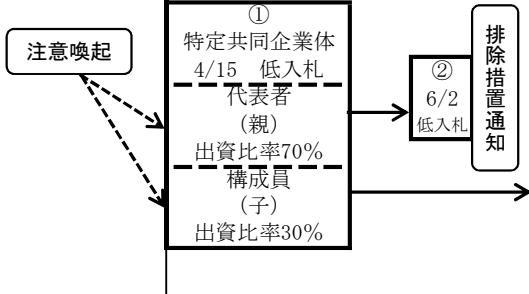


6/6~11/5(5か月)
排除措置

(1) 排除措置決定時(2回以上となったとき)に複数回低入札を行った結果、累積3回以上となったときの「排除措置期間」は、3回以上の低入札1回につき1か月を加算する。

(2) ②、③、④の入札は有効で、案件が、低入札価格調査制度の案件は、低入札価格調査後、落札者となることできる。最低制限価格制度の案件は、最低制限価格を下回る価格での入札は、失格となる。

5



6/5~9/4(3か月)
排除措置

(1) 4/15の低入札は共同企業体の代表者(親)だったので1回の低入札をを行ったものとし、2回の低入札(6/2)で排除措置を行う。(3か月)

(2) 4/15の低入札は共同企業体の構成員(子)だったので、出資比率分0.3回の低入札を行ったものとする。2回の低入札(7/5)では累積1.3回となり、排除措置とはならない。

